

平成24年度  
地域公共ネットワーク等強じん化  
事業費補助金  
(うち 電気通信ネットワーク整備事業)

公 募 要 領

平成25年2月  
総務省 総合通信基盤局

## 目次

1 公募の目的・事業の目的・補助対象事業等について .....	1
2 採択決定後の措置について .....	1
3 応募の要件及び審査の内容について .....	2
4 応募書類の提出及び結果通知等について .....	3
※ 提出書類様式 .....	5

## 1 公募の目的・事業の目的・補助対象事業等について

### (1) 公募の目的

この公募は、(2)に示す事業の目的に合致する(3)に示す補助対象事業を実施する一般社団法人又は特例民法法人(以下「一般社団法人等」という。)を募集するために行います。

### (2) 事業の目的

電気通信ネットワークは、災害時の安否確認や救助活動等に必要不可欠な社会インフラであり、今後の大規模災害等の発生を想定した場合、その強じん化を図ることは喫緊の課題です。

本事業は、国が、(3)に示す電気通信ネットワークの強じん化を行う事業に対し経費の助成を行う一般社団法人等を支援することにより、災害時における通信手段の安定的確保を図ることを目的としています。

### (3) 補助対象事業

本事業は、「地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱(平成25年2月27日総情地第15号。以下「交付要綱」という。)」に基づき、電気通信事業者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第5号又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第1項に規定する指定公共機関に限る。以下同じ。)が所有する電気通信ネットワークのうち、切断等により広範囲の通信障害や防災上必要な通信の確保に支障等が生じるおそれがある設備について、無線又は有線による多重化や迂回路の整備等を行う事業に対して、一般社団法人等が行う、交付要綱の別表に掲げる経費を助成する事業が補助対象となります。

### (4) 補助金の規模 60億円程度

### (5) 補助率 補助対象経費の3分の1に相当する額

### (6) 補助事業の期間 交付決定日から平成26年3月31日まで。

### (7) 補助金の交付の対象となる経費 交付要綱の別表に掲げる補助対象経費

## 2 採択決定後の措置について

### (1) 公募での審査結果を踏まえた対応

今回の審査の結果、補助対象事業を実施する一般社団法人等として採択された場合、交付要綱に基づいて補助事業実施に必要な交付申請書を提出いただきます。

交付申請書について交付要綱に基づく審査の結果、交付すべきものと認められた場合、交付決定を受けられ、事業を開始していただきます。

なお、審査結果や国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。

## (2) 補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、平成25年度までの精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います(補助金の額の確定等に係る現地調査等)。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした応募をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得たうえで、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用(支払行為)の発生を確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われることもあります(概算払い)。

## (3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に帰属します。

## (4) その他

- ・補助金の交付の対象となる経費は、平成25年度内に発生・終了(発注から支払いまで)する費用に限られます。
- ・補助金の交付の対象となる経費は、本件公募の結果による採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業に要する経費となるため、交付決定日の以前に発生した費用(発注を含む。)は、補助対象費用とはなりません。
- ・補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者には帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務(善管注意義務)及び取扱に係る制約(例:補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等)が生じることになります。

## 3 応募の要件及び審査の内容について

### (1) 応募の要件

- ① 一般社団法人等であること。
- ② 本事業を実施するに足る体制を整えられること(事業実施体制、資金管理体制等)。

## (2) 採択の審査事項

### ① 補助事業者としての適格性

応募者が当該補助事業の実施機関として電気通信ネットワークに関する豊富な知識・経験を有する適格な団体であるか。

### ② 補助事業の実施体制

応募者に本事業を実施するための人材や組織体制があるか。

### ③ 補助事業の資金管理体制

応募者に本事業を実施するための資金管理体制があるか。

### ④ 財政的基礎

応募者に本事業を実施するための財政的基礎があるか。

## 4 応募書類の提出及び結果通知等について

### (1) 受付期間

平成25年2月28日(木)～3月8日(金)12時必着

### (2) 提出方法

郵送\*またはE-mail(提出先は(3)のとおり)。

※ 郵送の場合は、正本1部、副本1部(正本をコピーしたもの)の計2部を封筒に入れて提出してください。なお、提出書類等は返却しません。

### (3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館10階

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

電話:(代表)03-5253-5111、(直通)03-5253-5862

E-mail: anshin×ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「×」を@に直して入力してください。)

### (4) 提出書類について

① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。郵送で提出される場合は、提出書類の大きさはA4版、片面印刷でお願いします(両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。)

② 郵送で提出される場合は、以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各1部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。

- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。
- ⑥ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出書類一覧>

提出書類	書類名	様式名
	<input type="checkbox"/> 応募書類	応募様式
	<input type="checkbox"/> 一般社団法人等概要書	別添1
	<input type="checkbox"/> 定款	適宜様式
	<input type="checkbox"/> 事業計画書	適宜様式
	<input type="checkbox"/> 財務諸表	適宜様式
	<input type="checkbox"/> 収支計算書	適宜様式

注) 郵送で提出される場合、提出書類及び添付資料は正・副各1部を提出してください。

(5) 採択件数

採択候補が複数ある場合には、外部有識者からの意見を踏まえ、その中で最も優れた1件を採択案件として決定いたします。

(6) 採否の通知等

選定結果(採択又は不採択)の決定後、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課から速やかに通知します。

※ 採択通知後、採択者から交付申請書を提出いただきます。

(7) 公募スケジュール

2月28日(木)～3月8日(金)	受付期間
3月11日(月)～	採択審査
3月中旬	採択決定

(以上)

# (提出書類 様式)

応募様式

平成 年 月 日

総務大臣 殿

申請者 法人の住所、氏名及び  
その代表者の氏名(※)

印

平成24年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金  
(うち 電気通信ネットワーク整備事業)の応募について

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金(うち 電気通信ネットワーク整備事業)の公募について、  
必要書類を添付して応募します。

添付資料	別添1 一般社団法人等概要書
	別添2 定款
	別添3 事業計画書
	別添4 財務諸表
	別添5 収支計算書

別添1

一般社団法人等概要書

1 応募者の概要

団体名			
所在地			
設立年月日			
代表者の役職及び氏名			
人員	人		
事業内容			
実施体制図			
通信分野の事業実績			
直近1事業年度の決算(※)	( )年度決算 ( )年( )月～( )年( )月		
	収入の部		円
			円
			円
			円
		合計	円
	支出の部		円
			円
			円
		合計	円

(※)直近の決算書類から経常収支に係る事項について掲載すること。